

昭和五十一年文部省令第二号

専修学校設置基準  
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二、第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 組織編制(第二条—第七条)

第三章 教育課程等

第一節 通則(第八条—第十五条)

第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第十六条—第十九条)

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第二十条—第二十八条)

第四節 通信制の学科の教育課程等(第二十九条—第三十八条)

第五章 教員(第三十九条—第四十三条)

第六章 施設及び設備等(第四十四条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 専修学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。  
第二条 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。  
第三条 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにはじめることとし、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行ふことをその使命とするにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第二章 組織編制

(教育上の基本組織)

第二条 専修学校的高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織(以下「基本組織」という。)を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

(学科)

第三条 基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校的教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならぬ。

第四条 基本組織には、昼間において授業を行う学科(以下「昼間学科」という。)又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科(以下「夜間等学科」という。)を置くことができる。

第五条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科(当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。)を置くことができる。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第三章 教育課程等

第一節 通則

(授業科目)

第八条 専修学校的高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校的教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校的専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校的教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。  
3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。  
4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校的教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

第九条 専修学校的授業における一単位時間は、五十分とするなどを標準とする。

(単位時間)

第十条 専修学校的高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が行う他の専修学校的専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校的専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が行う他の専修学校的専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

3 専修学校的高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。  
2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

4 専修学校的専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が行う高等学校における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校的専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が行う高等学校における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校的高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校的高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校的専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校的定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校的専門課程における授業科目の履修(第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課

程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

**第十三条** 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

**第十四条** 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行つたところにより、授業を行ふことができる。

**第十五条** 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、又は複数の授業科目を履修させることができる。

**第十六条** 専修学校の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(昼夜開講制)

**第十七条** 昼間学科及び夜間等学科の授業時数

(科目等履修生等)

**第十八条** 専修学校の高等課程における生徒（以下「科目等履修生」という。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

(授業時数の単位数への換算)

**第十九条** 専修学校的専門課程における生徒（以下「科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者の他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校的教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業について、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 他の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

(授業時数の単位数への換算)

**第二十条** 第十六条第一項の規定にかかるらず、学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

程に入学する前に定めた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

**第二十一条** 第十六条第一項の規定にかかるらず、学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

### 第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

#### (単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

**第二十二条** 第十六条第二項の規定にかかるらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

2 専門課程 又は一般課程 二十三単位

二 専門課程 三十単位

二 専門課程 十七単位

(多様な授業科目の開設等)

**第二十三条** 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 単位時間の授業をもつて一単位とする。

3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校的教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業について、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 他の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

前項の規定にかかるらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

**第二十四条** 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第二十五条** 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科における科目等履修生等)

**第二十六条** 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

**第二十七条** 第十七条第一項の規定にかかるらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかるらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一 高等課程 又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が二十三単位を下回る場合は、二十三単位)

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位)

(単位制による学科に係る読替え)

**第二十八条** 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは、「単位数」と、第十条、第十二条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、

第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(通信制の学科の教育課程等)

(通信制の学科の授業時数)

**第二十九条** 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業(以下「対面授業」という。)の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

**第三十条** 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業(以下「遠隔授業」という。)を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

**第三十一条** 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(通信制の学科における添削等のための組織等)

**第三十二条** 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(主たる校地から遠く隔たった場所に設けられる施設における指導の体制等)

**第三十三条** 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行いう教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

**第三十四条** 第二十二条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

**第三十五条** 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たつては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

一 高等課程 又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

**第三十六条** 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

**第三十七条** 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程 又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が二十三単位を下回る場合は、二十三単位)

ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十単位を下回る場合は、三十単位)

二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上に對面授業を履修すること

(通信制の学科に係る読替え)

**第三十八条** 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは、「単位数」と、第十条、第十二条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」と、第十三条第一項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(第四節 通信制の学科の教育課程等)

(第四章 教員)

**第三十九条** 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数

3 (昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第三十一条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における教育に従事する教員ととする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

（通信制の学科を置く専修学校の教員数）

**第四十条** 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

（教員の資格）

**第四十一条** 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関する、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究室等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。）を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位（学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第三号において同じ。）又は准学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

四 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

**第四十二条** 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関する、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

2 前条各号のいずれかに掲げる者（専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究室等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者）

3 短期大学士の学位又は准学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究室等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

4 学士の学位を有する者

5 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

**第四十三条** 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関する、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前二条各号のいずれかに掲げる者

二 高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究室等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

**第五章 施設及び設備等**

（位置及び環境）

**第四十四条** 専修学校的校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地等）

**第四十五条** 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

**第四十六条** 専修学校的校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校的校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校的校舎の面積）

**第四十七条** 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校的校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

1 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二イの表により算定した面積

2 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積 ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

（通信制の学科を置く専修学校的校舎等）

**第四十八条** 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校的校舎の面積は、当該専修学校的昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校的通信制の学科の校舎について次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　　一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ面積

二　　一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの　別表第四イの表により算定した面積  
一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　　これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいすれか一の分野について同表により算定した面積  
ロ　　これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

#### (設備)

専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条　夜間に於いて授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第五十一条　専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

#### (名称)

第五十二条　専修学校の名称は、専修学校として適當であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

1　　この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。

2　　この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合(以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。)において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第三十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかるわらず、当該専修学校の基幹教員の数を二人とすることができる。

3　　課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第四十一条から第四十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかるわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じては、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」とあるのは「130」とあるのは「117」とする。

4　　課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第四十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」とあるのは「130」とあるのは「117」とする。

附　　則　　(平成六年六月二一日文部省令第一四号)

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附　　則　　(平成一〇年一月一七日文部省令第三八号)

抄

1　　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　　則　　(平成一一年一〇月三一日文部省令第五三号)

抄

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附　　則　　(平成一四年三月二九日文部科学省令第一八号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　　則　　(平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則　　(平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附　　則　　(平成一八年三月一日文部科学省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則　　(平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附　　則　　(平成一九年一二月一五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二项及び第三項、第七十三条、第四十四条第一項、第二项及び第三項、第七十七条第一項、第二项及び第三項、第七十三条第一項、第二項及び第三項、第七十七条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十三条第一項、第二項及び第三項、第七十七条第一項、第二項及び第三項並びに第二百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定(副校长、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　　則　　(平成二九年一〇月三一日文部科学省令第三九号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　　則　　(令和四年六月二〇日文部科学省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則　　(令和五年二月二八日文部科学省令第五号)

この省令は、令和五年二月二八日から施行する。

附　　則　　(令和四年六月二〇日文部科学省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の改正規定、第四十条の改正規定及び附則第二項の改正規定(「専任の教員」を「基幹教員」に改める部分に限る。)は、令和五年四月一日から施行する。

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の改正規定、第四十条の改正規定及び附則第二項の改正規定(「専任の教員」を「基幹教員」に改める部分に限る。)は、令和五年四月一日から施行する。

第二条　令和六年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なほ

### (教員に関する経過措置)

**第三条** 附則第一条たゞし書に規定する規定の施行の際現に設置されている専修学校に対する改正後の専修学校設置基準第三十九条及び第四十条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

令による改正後の専修学校設置基準の規定を適用する。

課程の区分		学科の属する分野の区分		分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
一般課程	高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係		
工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十八人まで 八十一人から 二百人まで 二百一人から 二百人まで 四百一人以上	八十八人まで 八十一人から 二百人まで 二百一人から 二百人まで 二百人まで	三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定）	333人（生徒総定）
二百一人以上	二百人まで	八十八人まで 八十一人から 二百人まで	八十八人まで 八十一人から 二百人まで	三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定） 三百三十人（生徒総定）	333人（生徒総定）
0 員 — 2 0 0 )/ 6	0 6 + ( 生 徒 總 定	3 3 + ( 生 徒 總 定	0 0 + ( 生 徒 總 定	60 60 定員 — 400 0 )/ 4	333人（生徒総定）

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に  
を増員するものとする。

口 別表第二 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超える場合は、各科目又は各間学科に係る校舎面積（第四四十七条開設）

貳

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の生徒総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数

数に、当該情報関係学  
分野の生徒総定員の合  
た数

2 前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的的変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、この省

令による改正後の専修学校設置基準の規定を適用する。

分野ごとの生徒総定員の区分

高等課程又 は専門課程	工業關係、農業關係、醫療關係、衛生關係又 は教育・社會福祉關係	八十人まで 八十一人から	三十（生徒總定	3
----------------	------------------------------------	-----------------	---------	---

二百人まで  
二百人から  
60員  
+ 80人  
（生徒総定  
44人

六百人まで  
員一200)  
六百人以上  
14+(生徒總  
0

（六）定員一六〇〇人、現員一四九〇人、缺員一五〇人。

商業実務関係	服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで
八十一人から		
二百人まで		

二百一人から  
四百人まで  
員(1200)／5 6+ (生徒総定 0)

四百一人以上  
定員一四〇〇人／  
100+（生徒總  
0

一般課程	工業關係、農業關係、醫療關係、衛生關係、	八十人まで	3	60(員)	△△△△△
------	----------------------	-------	---	-------	-------

教育・社会福祉関係、商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係の服飾・

二百一人以上  
員 6 + (生徒總定  
員 - 200) / 6

備考  
この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。  
二つの情報に問うる多斗（ひで）、「青銀関係学科」という。二二三選問紙の分類で属する多斗二二。

一一の情勢に關する学科（以下「情勢關係学科」といふ）を工業關係の分野に屬する学科として設置する場合（他に工業關係の分野に屬する学科を置いていない場合に限る）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に屬する（又は二以上の学科（以下「他分野学科」という）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数  
ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。(ロの表において同じ。)

課程 一般	商業実務關係、服飾・家政關係又は文化・教養關係	三百七十一人以上	六百五十一人から千三百七十人まで	二百一人から六百五十人まで	八十人まで	八十一人から二百人まで	八十人以上
工業關係、農業關係、醫療關係、社會福祉關係、商業實務關係、衛生關係、教育・家政關係又是文化・教養關係	三百七十一人以上	六百五十一人から千三百七十人まで	二百一人から六百五十人まで	八十人まで	八十一人から二百人まで	八十人以上	三百七十一人以上
二百一人から千百人まで	八十人まで	三百七十一人以上	六百五十一人から千三百七十人まで	二百一人から六百五十人まで	八十人まで	八十一人から二百人まで	三百七十一人以上

千百一人以上

15+ 生徒総定員 - 1100  
105

## 備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合(他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る)であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増員するものとする。(ロの表において同じ。)

イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

## 別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積(第四十八条関係)

備考		一般課	高等課	専門課	区分	イ 基礎校舎面積の表	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野の区分	面積(平方メートル)
区分	区分								
商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	商業実務関係、農業関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十一人までの生徒総定員の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	(平方メートル)
八十一人以上	八十人まで	八十一人以上	八十人まで	八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十一人までの生徒総定員の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	(平方メートル)
130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	180 (生徒総定員 - 80)
八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十人まで	八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十一人までの生徒総定員の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	(平方メートル)
130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	180 (生徒総定員 - 80)

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。(ロの表において同じ。)

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合(他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る)であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする(ロの表において同じ。)

備考		一般課	高等課	専門課	区分	イ 加算校舎面積の表	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野の区分	面積(平方メートル)
区分	区分								
商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	商業実務関係、農業関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十一人までの生徒総定員の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	(平方メートル)
八十一人以上	八十人まで	八十一人以上	八十人まで	八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十一人までの生徒総定員の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	(平方メートル)
130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	180 (生徒総定員 - 80)
八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十人まで	八十一人まで	八十人まで	八十一人以上	八十一人までの生徒総定員の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	(平方メートル)
130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	130 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	200 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	260 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	140 (生徒総定員 - 80)	180 (生徒総定員 - 80)